

平成 31 年度シティプロモーション推進業務委託仕様書

1 件 名

平成 31 年度シティプロモーション推進業務委託

2 目 的

川崎市シティプロモーション戦略プランの目標である「市民の『川崎への愛着・誇り（シビックプライド）』の醸成」及び「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」を目指し、本市の多彩な魅力や姿を様々な広報媒体を活用して市内外に戦略的に発信するため、効果的・効率的な広報活動を展開するとともに、より高い費用対効果を得るための広報活動を推進する。

3 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 戦略的広報活動の企画立案に関するコンサルテーション

- ① 戦略的広報活動に関する助言・提案（随時）
- ② 素材に適合したメディア活用の助言・提案（随時）
- ③ 新規メディア・広報手法に関する助言・提案（随時）
- ④ 職員向けパブリシティ研修（年 1 回）

(2) 本市の特徴を活かした年間のパブリシティ活動

- ① シティプロモーション推進室との定例打合せ（月 1 回程度）
- ② 市内イベント等及び川崎市シティプロモーション戦略プランに基づいた取材誘致（主催者との打合せも含む）並びにメディア対応（年 7 件程度を想定）都市ブランド推進事業における選考業務等の協力（年 2 回）

(3) カワサキハロウィンのパブリシティ活動

- ① 主催者等との打合せ（開催まで 4 回程度）
- ② 開催までにプレスリリース（2 回程度）、ファクトブック等の作成及び各種メディアへの配信等の取材誘致活動
- ③ 開催日当日のメディア向け受付及び誘導等の対応
- ④ 実施後の報告会におけるパブリシティ活動の報告（資料作成等も含む）

(4) 各種メディア等とのリレーションの構築

- ① 市担当者と各種メディア等とのリレーションの構築に関する業務（随時）
- ② メディアリストの作成・管理（随時）

(5) 広告掲載業務

- ① 戦略的広報活動の企画に基づいた各種メディア等への広告掲載（掲載手続き等一切を含む）
- ② 年間広告掲載額 4,000,000 円程度

(6) 月次報告書等の作成

- ① シティプロモーション推進業務実績報告（毎月）
- ② 記事のクリッピング及び費用対効果検証（毎月）
- ③ シティプロモーション推進業務の検証及び報告（年度末）

4 業務履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

5 留意事項

本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

6 個人情報及び機密に属する情報の保護等について

本市から貸与する個人情報及び機密に属する情報については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとする。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX等漏洩の危険が大きい方法での送達を厳に認めない。

(1) 秘密保持

- ① 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報及び機密に属する情報を、受託者の担当外部部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料・データに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。
- ② 受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

(2) 複写複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与品等を、本市の許諾なくして複写又は複製してはならない。

(3) 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

(4) 事故発生時における報告義務

受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、契約目的物の作成のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報保有及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における本市の検査終了後にすべてを消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかにすべてを消去すること。

(6) 成果物の著作権等

- ① 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な

発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

- ② 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合には、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。
- ③ 成果物が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。

7 その他

- (1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して決めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して決めるものとする。